

令和5年10月1日から

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まります

インボイス制度とは

- 消費税は、農産物等を売った際に預かった消費税から、肥料等を買った際に支払った消費税を差し引いて(「仕入税額控除」といいます)計算し納税する仕組みとなっています。
- 買い手が 消費税の仕入税額控除を行うためには、売り手が発行する「インボイス(適格請求書)」等の保存が要件(必要)となります。
- 売り手がインボイスを発行するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 売り手であるインボイス発行事業者は、買い手である 取引相手(課税事業者)から求められた時は、インボイスを発行しなければなりません。
また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

インボイス(適格請求書)とは

- 売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段です。
- 現行の「区分記載請求書」に、「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」の 必要事項が追加記載された請求書や納品書、領収書等をインボイス(適格請求書)といいます。

請求書 ○年○月○日

⑥ 株式会社〇〇 御中

① 販売者名 〇〇〇〇
登録番号 T12345..

日付	品名	数量	金額
8/1	③ 玄米	〇kg	〇〇〇円
8/2	ねぎ	〇kg	〇〇〇円
④ 合計(税込)		◆◆◆円	
④ うち消費税額 ※税率10%		◆◆円	⑤

【インボイス(適格請求書)の記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

申請受付期間が
延長されました!

インボイス発行事業者となるためには

R5年10月1日から発行するための申請期限はR5年9月30日まで!!

- 登録申請手続は、e-taxをご利用ください。
- 郵送により提出される方は、仙台国税局インボイス登録センターに送付してください。

【仙台国税局インボイス登録センター】〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号仙台合同庁舎A棟

インボイス制度の「特例」

- 「卸売市場」や「農協」「漁協」「森林組合」「事業協同組合」などに委託して農林水産物を販売する場合、出荷した農業者のインボイス交付義務が免除されます。
- 農協出荷の場合、「無条件委託販売」かつ「共同計算方式」が要件となります。

こんな「取引」「支払い」ありませんか



集荷業者や飲食店等(課税事業者)に **直接販売**している

取引先は、インボイスがもらえないと仕入税額控除ができないので、**対応が必要**となります。(取引先に確認しましょう)

直売所やスーパー等の **直売コーナー**で販売している

店舗によって対応が異なりますので、**出荷店舗に確認**してください。

JAへ**全量出荷**している
(無条件委託販売&共同計算)

JAがインボイス等を発行するので、**農業者の対応は不要**です。
【農協特例】

卸売市場へ直接出荷している

市場がインボイス等を発行するので、**農業者の対応は不要**です。
【卸売市場特例】

他者から農業機械や施設を借りて **賃借料を支払っている**

インボイス発行事業者ではない貸主に支払った経費は、仕入税額控除できず、**借主が納付する消費税額が増える可能性**があります。

農業法人において、構成員や地主等への農作業等の対価を、**作業委託費やほ場管理料、従事分量配当等として支払っている**

インボイス発行事業者ではない法人構成員や地主、貸主に支払った経費は仕入税額控除できず、**法人が納付する消費税額が増える可能性があります**。
(法人内で話し合いを始めましょう)

※なお、「地代」は消費税が非課税なので、関係ありません。



インボイス制度について詳しく知りたい



インボイスに関する詳しい内容については、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

「秋田県農業経営・就農支援センター」では、税理士や中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を登録しており、今回のインボイス制度のような税務相談の他、法人化や経営継承、雇用・労務等の経営改善に関する支援も行っております。

「秋田県農業経営・就農支援センター」
(実施主体:秋田県農林水産部農林政策課)
TEL:018-860-1726 FAX:018-860-3824
(事務局:公益社団法人秋田県農業公社)
TEL:018-893-6212 FAX:018-895-7210

サテライト窓口(各地域振興局農業振興普及課)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ●鹿角地域(0186-23-3683) | ●北秋田地域(0186-62-1835) |
| ●山本地域(0185-52-1241) | ●秋田地域(018-860-3413) |
| ●由利地域(0184-22-8354) | ●仙北地域(0187-63-6110) |
| ●平鹿地域(0182-32-1805) | ●雄勝地域(0183-73-5180) |